

東京都関係社会福祉法人本部、施設・事業所あて発行しております。

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.92平成23年7月27日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール

k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

最近の会計相談と東京都の指導内容

本相談室に以下の3点について、ご相談があり、いずれも行政判断によるところが多いため、東京都指導調整係に照会した結果、以下のとおりですので、お知らせします。

Q1 社会福祉法人が、保育所を経営する事業と併せて、児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか若しくは両方の事業(以下「地域子育て支援拠点事業等」とする。)を行う場合においては、これらの事業について同一の経理区分で経理を行って差し支えない旨、「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成12年3月30日児保第13号)において示されたところであるが、保育所以外の児童養護施設等の児童福祉施設(以下「児童福祉施設等」という。)を経営する事業と併せて地域子育て支援拠点事業等のいずれか若しくは両方の事業を行う場合における経理区分上の取扱いについては言及されていない。

この場合の経理区分上の取扱いについては、保育所における取扱いと同様と考えて差し支えないでしょうか。

A 「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」において、同一の区分で経理を行って差し支えないと示されているのは、あくまで保育所を経営する事業と併せて地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか若しくは両方の事業を行っている場合のみです。したがって、保育所以外の児童養護施設等の児童福祉施設を経営する事業と併せて地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか若しくは両方の事業を行っている場合については、それぞれ経理区分を別に設ける必要があります。

Q2 障発第1018003号の第2の3の(2)繰替使用の中で、「他の社会福祉事業」との表記がありますが、

ここでいう他の社会福祉事業とは、

- ①当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等を含んだ社会福祉事業
- ②当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等を含まない社会福祉事業のいずれでしょうか。

例えば、障害者支援施設が同一法人が経営する福祉ホームへ繰替(繰入)使用を行った場合は指定障害者施設間においては財源が同一であるにも関わらず、①の解釈によれば年度内に補填しなければならないこととなりますが、

②の解釈によれば年度内に補填しなくても差し支えないこととなります。②の解釈と思われま

すがいかがでしょうか。ご指導方お願い申し上げます。

A 障発第1018003号 第2 3(2)における「他の社会福祉事業」は、限定されていないため、ご照会いただいた文書では、①に該当します。

また、繰替使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならないことになっているため、例で挙げられている福祉ホームについても年度内に補てんしなければなりません。

(参考)

3 運用上の留意事項について

1) 資金の繰入れ

自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等への資金の繰入については、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

2) 資金の繰替使用

自立支援給付費を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

(障発第 1018003 号の第2の3の(1)、(2))

Q3

1 基本財産である園舎の建て替えに際して、旧園舎の取り壊し時に基本財産の取り崩し申請をし、新園舎の完成を待って、基本財産の増加の申請をするのか？

2 新園舎の完成時に、旧園舎の取り崩しと新園舎の増加に関する基本財産の減少と増加の申請をするのか？

3 1によると、新園舎の完成までに決算を迎えると、基本財産が存在しない社会福祉法人が生ずる可能性があり、それを回避するには2の方法が適当であるという考え方もあるようで、現在の東京都の指導方針としてはいずれであるか再確認いたしたくお願いする次第です。

A 1、2について

定款変更事項が生じた都度、定款変更認可申請手続きが必要です。

3 について

存在しない基本財産が決算上計上されることはありません。

(基本財産の定款変更認可が手続き中である場合は決算上の基本財産と定款上の基本財産が認可されるまでの間は一致しないことになります。)